更新日：2022年11月7日　ページID：

自然林保全制度

～貴重な民有地の自然林を保全するために～

横須賀市では、市内に残る貴重な自然林を、土地所有者の方に持ち続けていただきながら保全するため、本市独自の「自然林保全制度」の運用をしています。

これにより、これまで守るための手段がなかった貴重な民有自然林について、土地所有者と市が、互いに保全に対する約束（契約）をすることで、保全が図れます。

1.目的

貴重な民有「自然林」を、土地所有者の方に持ち続けていただくため

2.自然林とは

- おおむね、明治期以前よりその土地に生育していると思われる貴重な樹林地です。
- 「よこすかの植生調査」（平成12年度）により、状況を把握し、保全すべき自然林は市内に12地区ありました。
- 民有地に残るものは、ごくわずかとなっています。

3.制度の特徴

- 土地利用を制限するものではなく、支援により自然林を保全します。
- 規模や所在地域などにより、既存の他の保全制度（文化財指定、保全林、特別緑地保全地区など）の対象外となってしまう「自然林」を守るための制度です。

4.保全手法

- 土地所有者の方が、「10年間、自然林を守る」旨の保全契約を市と締結していただきます。
- 市は土地所有者の方に対し、毎年保全奨励金を交付します。また、令和９年度から契約樹林地維持管理補助金の申請が可能です。

5.保全奨励金交付地区

自然林の名称	所在地	主にみられる樹木	対象面積
住吉神社周辺	久里浜8丁目	タブノキ、モチノキなど	約1,300平方メートル
大松寺（だいしょうじ）周辺	小矢部3丁目	タブノキなど	約6,300平方メートル
三浦正八幡宮周辺	太田和5丁目	スダジイなど	約100平方メートル

※ 対象範囲が限られているため、対象となる方へは市から直接、契約手続きについてご案内いたします。